

地域再生計画認定申請マニュアル

(総 論)

注意

本マニュアルは、地域再生計画の認定申請受付に合わせ、随時見直しを行っております。

地域再生計画の認定申請時には、必ず最新版のマニュアルを御確認ください。

令和7年5月12日

内閣府 地方創生推進事務局

目次

第1章 地域再生計画の認定制度

1-1	認定制度の概要	1
1-2	認定制度のポイント	1
1-3	構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係	12
1-4	章末書式	13

第2章 認定基準等の解説

2-1	地域再生計画の認定基準について	15
2-2	関係行政機関の長による同意について	18

第3章 認定申請手続等について

3-1	認定申請に必要な書類	19
3-2	認定申請書類の作成要領	21
3-3	認定を受けた地域再生計画の公表について	30

第4章 地域再生協議会について

4-1	地域再生協議会の設置について	31
4-2	地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手続について	31
4-3	地域再生協議会の役割・効果	32
4-4	地域再生協議会の構成員について	32
4-5	その他	35

第5章 地域再生推進法人について

5-1	地域再生推進法人の指定について	36
5-2	地域再生推進法人の業務について	36
5-3	地域再生推進法人の範囲について	37

第6章 地域再生の推進に係る提案制度について

6-1	趣旨について	38
6-2	提案の効果について	38
6-3	新たな措置の提案に関する手続について	38

付録

第1章 地域再生計画の認定制度

1-1 認定制度の概要

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体（広域連合、一部事務組合及び港務局を含む。以下同じ。）が作成しその認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。

内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）等に基づき行われることとなります。

1-2 認定制度のポイント

内閣総理大臣は、地域再生計画が認定基準に適合すると認めるときは、認定を行います。また、当該地域再生計画に支援措置（法に基づく特別の措置及び地域再生基本方針 4の6）①イに規定する地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策（以下「連動施策」という。）をいう。以下同じ。）を活用して行う事業が記載されている場合には、当該支援措置に係る関係行政機関の長の同意手続を経て認定を行います。

1) 地域再生計画の発案から認定までの流れ

地域再生計画の発案から認定までの流れを、時系列に列挙すれば次のとおりとなります。（◇は、必要に応じて実施）

- ① 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握
- ② ◇地域再生協議会の設置（第4章参照）
- ③ ◇地域再生推進法人の指定（第5章参照）
- ④ 地域再生計画の作成・認定申請
- ⑤ 地域再生計画の認定
- ⑥ ◇交付金等の申請
 - ・（◇新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））
 - ・（◇新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（旧制度活用））
 - ・（◇特定金融機関の指定申請）
 - ・（◇地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、地域来訪者等利便増進活動）

計画、商店街活性化促進事業計画、地域再生土地利用計画、生涯活躍のまち形成事業計画、地域住宅団地再生事業計画又は地域農林水産業振興施設整備計画の作成、認定等)

⑦ ◇地域再生計画の変更

これらの手続について、そのポイントとなる事項を解説します。

2) 地域の民間企業やNPO等を通じた地域のニーズの把握

地域の創意工夫をこらした自主的かつ自立的な取組を推進する観点から、地方公共団体が地域再生計画を作成する際には、特定非営利活動法人を始めとするNPO、地域住民、関係団体、民間団体、民間事業者を通じて、地域のニーズを十分把握し、PFI制度等の活用も含めた民間のノウハウ、資金等の活用促進を検討した上で、反映するように努めることが望まれます。

3) 地域再生計画の作成・認定申請

地域再生計画の認定に関しては、地方公共団体において地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に対して、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号。以下「規則」という。）で定められた様式を用いた申請書等に、規則等に基づく書類を添付して行うこととなります。

地域再生計画の作成に当たっては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき都道府県及び市町村が定めるよう努めることとされている地方版総合戦略等の法律に基づく諸計画との調和が図られることが必要です。また、地域再生に資する事業を行おうとする者等（支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することの提案をすることができます。

この場合においては、当該提案をする者は、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示することになります。

また、当該提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき地域再生計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知することになります。

なお、地域再生計画に記載する事項は、法第5条第2項から第4項までに列挙されており、これらの書類の内容や記載要領については、第3章で詳述しますが、ここでは次の3つのポイントを挙げます。

① 地域再生計画の認定申請の主体

地域再生計画の認定申請は、地方公共団体が単独で又は共同して行うことが

できます。

② 地域再生計画の区域

地域再生計画の対象となる区域は、地域再生計画の作成主体である地方公共団体の区域にこだわることなく、地域再生計画の内容や支援措置の特性に応じて、任意に設定しても差し支えありません。

なお、同一の区域を含んだ地域再生計画が複数の主体により作成される場合には、それぞれの計画の整合性等について、自主的に調整を図ることが求められます。

また、都道府県が地域再生計画を作成する場合には、対象となる区域に含まれる市町村と、その内容について合意形成を図る等、地方公共団体間の調整及び連携を十分に図ることが求められます。

③ 地域再生計画に記載する支援措置

支援措置を記載する場合、認定をもって、当該支援措置が適用されます。支援措置の数に限定はありません。また、地域再生計画全体として法第5条第15項に規定する認定基準に適合するものであれば、数を限らず、認定されることとなります。

なお、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に認定の効果はありません。

※ 支援措置のうち、法に基づくものは、次のとおりです。

a) まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））及びまち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））（旧制度活用）

法第13条第1項により、地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の事業のうち、先導的なものに対して交付します。

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく地方創生事業全般】（道、污水处理施設、港の整備事業を除く。）

- i) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- ii) 移住及び定住の促進に資する事業
- iii) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- iv) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

v) i) からiv) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

【各地方公共団体の地方版総合戦略に基づく道、污水处理施設、港の整備事業】

i) 市町村道、広域農道又は林道（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

ii) 公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽（このうち2以上の種類の施設整備を行う場合に限る。）

iii) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾の港湾施設及び漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第百137号）第5条に規定する第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設（両方の施設整備を行う場合に限る。）

b) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））

本制度は、法人が認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税について、課税の特例を適用します。

c) 地域再生支援利子補給金

認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関（当該認定地域再生計画に係る地域再生協議会の構成員である者に限る。）が融資を行う場合に、予算の範囲内で、当該金融機関に対し、国から利子補給金を支給します。

d) 特定地域再生支援利子補給金

概要はc) 地域再生支援利子補給金と同様ですが、対象事業が地域における特定の政策課題の解決に資する事業（法第5条第4項第4号イ）である点、指定を受ける金融機関が地域再生協議会の構成員である必要はない点が異なります。

【対象事業例】

○福祉・生活支援サービス拠点等の整備（次の三）

○風力・太陽光発電整備、居住施設・オフィスビル等への環境配慮型システムの導入（次の四）

【参考：法第5条第4項第4号イに規定する事業（規則第6条）】

一 地域住民の交通手段の確保のために行う事業

二 地域住民の健康の保持増進に資する事業

三 地域における子育て支援及び地域住民に対する生活支援に関する事業

四 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

五 地域において使用されていない施設を活用して地域住民の生活の利便性の向上又は地域における雇用機会の創出に資する事業

六 その他内閣総理大臣が地域における特定政策課題の解決に資すると認める事業

e) 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（地域再生拠点の形成を図るために行う事業であって、集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業その他の規則で定めるものとする。）を行う株式会社が発行する株式を個人が払込みにより取得した場合に、課税の特例を適用します。

f) 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例

認定地域再生計画に記載された特定地域再生事業（老朽化等により不要になった公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業とする。）で、総務省令で定めるものを行うために要する経費については、地方債をもってその財源とすることができるものとします。

g) 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例

認定を受けた都道府県知事は、法第17条の2第3項により、事業者が作成した地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を認定することができます。

また、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者は、資金の借入れ等に係る債務保証や融資、課税の特例措置を受けることができま

す。

加えて、地方公共団体が地方税の課税免除又は不均一課税を行った場合、その減収額の一部について普通交付税により補填することができます。

h) 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例

認定を受けた市町村の長は、法第17条の7第8項により、地域来訪者等利便増進活動実施団体が作成した地域来訪者等利便増進活動計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該地域来訪者等利便増進活動計画を認定することができます。

また、法第17条の8により、認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができ、法第17条の9により、認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとします。

法第17条の10により、認定を受けた市町村があらかじめ、公園管理者の同意を得た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定をした場合において、地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から2年以内に、地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があったときは、公園管理者は、その占用の許可をするものとします。

i) 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置

商店街活性化促進区域において商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものが記載された地域再生計画について認定を受けた市町村が、関係事業者からの意見聴取や公聴会の開催等を経て商店街活性化促進事業計画を作成したときには、商店街振興組合について、商店街振興組合法に基づく設立要件の緩和、商店街活性化促進事業関連保証を受けた中小企業者について、中小企業信用保険法における保険限度額の拡大等の特例が認められます。また、認定を受けた市町村は、当該計画区域内の利活用されていない建築物又は土地の所有者等に対し、当該建築物又は土地の当該計画に即した利

活用を要請、勧告することができます。

j) 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

集落生活圏において地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために行う事業が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域再生土地利用計画に基づく誘導施設の整備に係る農地法に基づく農地転用の許可、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外及び都市計画法に基づく開発許可に関する特例を受けることができます。また、誘導施設の整備についての届出・勧告・あっせんによる誘導施設の立地誘導を行うことができます。

k) 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

地域再生計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客運送者は旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができます。

l) 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

中高年齢者が希望に応じて移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指す生涯活躍のまち形成事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときには、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例、旅館業の許可に関する旅館業法の特例を受けることができます。

m) 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

居住者の高齢化や地域コミュニティの活力低下等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図る地域住宅団地再生事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議や関係行政庁等の同意を得る手続（同意が必要な場合に限る）を経て、地域住宅団地再生事業計画を作成し公表したときは、多様な建物用途の導入や地域交通

の利便性向上、介護サービス等の充実に係る各種行政手続のワンストップ化を可能にする特例やワンストップ化にとどまらない実質的な特例である高さ制限の緩和や容積率緩和に関する建築基準法の特例等を受けることができます。

n) 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

既存住宅活用農村地域等移住促進事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた市町村が、地域再生協議会における協議を経て、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、公表したときには、農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等について都市計画法等による処分の配慮が受けられます。

o) 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例

地域農林水産業振興施設を整備する事業が記載された地域再生計画の認定を受けた場合には、地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときには、当該地域農林水産業振興施設整備計画に基づく施設整備に係る農地法に基づく農地転用の許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に関する特例を受けることができます。

p) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

民間資金等活用公共施設等整備事業に関する事項が記載された地域再生計画について認定を受けた地方公共団体は、低未利用の公的不動産の有効活用に係るPPP/PFI事業（公共施設等の整備等を伴うものに限る）について、株式会社民間資金等活用事業推進機構に依頼し、専門家の派遣や助言等を受けることができます。

q) 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例

法第5条第4項第15号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業に係る構造改革特別区域計画の認定があったものとみなされます。

r) 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例

法第5条第4項第16号に規定する事業及び措置が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業及び措置に係る中心市街地活性化基本計画

の認定があったものとみなされます。

s) 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例

法第5条第4項第17号に規定する事業が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該事業に係る地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画について同意があったものとみなされます。

t) 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省庁の長の承認を受けたものとみなし、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めます。

法に基づく特別の措置に関する手続等の詳細については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各特別の措置に係るガイドライン等を参照願います。

4) 地域再生計画の認定

地域再生計画の認定に関しては、法第5条第15項から第18項まで及び第6条並びに地域再生基本方針 4によりますが、ポイントは以下のとおりです。

① 地域再生計画については、認定基準を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しません。

なお、地域再生計画の全体が認定基準を満たさない場合にも、認定基準を満たさない部分を除外することや、一定の条件を付すことにより、認定される場合があります。

② 地域再生計画を認定した場合には、申請者に対して認定した旨が電磁的方法等により通知されますが、認定しなかった場合及び認定した場合であっても地域再生計画に記載された支援措置の一部について関係行政機関の長が同意しなかったときにおいては、その理由が申請者に対して書面又は電磁的方法により通知されます。

- ③ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））及びまち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（旧制度活用））に係る支援措置を含む地域再生計画の場合、単年度に交付される交付金の額は、予算の範囲内で措置されることから、当該地域再生計画の認定をもって要望どおりの交付金の交付を受けることとは必ずしもならないことに留意が必要です。
- ④ 各種支援措置に関する手続については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、活用する支援措置のガイドライン等を参照願います。

5) 地域再生計画の変更

① 変更認定申請

地域再生計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、法第7条に基づき、新規に地域再生計画を作成する場合と同様に、内閣総理大臣の認定が必要となります。変更認定申請の手続等は、新規に地域再生計画を作成し、認定申請する場合と同様です。

なお、添付書類にのみ変更がある場合については、変更認定申請又は軽微な変更の報告の必要はありません。

② 軽微な変更

認定を要しない軽微な変更は、次の内容を規則第11条で定めています。

- a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- b) まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））及びまち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（旧制度活用））を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

このうち、c)の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

その他については、地域再生計画の変更に際して個別の申出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになりますので事前に御相談ください。

軽微な変更を行う場合、地方公共団体は、変更の内容、変更の内容を適用する日について、章末書式 1-1 により地域再生計画の認定事務を行う内閣府地方創生推進事務局宛てに、原則として内閣府地方創生推進事務局が別に通知する期間に（合併等による地域再生計画の範囲の変更の場合は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに）報告をしていただくようお願いします。

③ 市町村合併が行われる場合

市町村合併が行われる場合であって、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しないとき（単に他の市町村を編入する場合）は変更認定の申請は要しませんが、認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅するとき（新設合併により新たな地方公共団体となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、変更認定の申請を行う必要があります。

なお、具体的には以下のとおりの手続が必要です。

a) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合（新設合併により新たな地方公共団体となる場合又は他の市町村に編入される場合）は、地域再生計画の変更認定の申請を行う必要があります。

<地域再生計画の取扱い>

- ・ 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、法第 7 条に基づく変更認定申請手続を行います。

<手続>

- ・ 地方自治法第 7 条第 7 項に基づく総務大臣による告示があった日以後で、合併予定日の 3 か月前から合併予定日までの間で速やかに、地域再生計画の変更の認定申請書（規則別記様式第 2）を提出してください。

なお、変更認定に係る地域再生計画の作成方法等について不明な点がある場合はお早めに相談願います。

- ・ 地域再生計画の変更の認定申請書は、現に認定を受けている地方公共団体名で提出してください。
- ・ 地域再生計画の実質的な範囲の変更を行う等、合併に伴う変更以外の変更も併せて行う場合は、それを含めて地域再生計画の変更の認定申請

書を提出してください。

b) 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合

認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合（単に他の市町村を編入する場合）は、地域再生計画の実質的な範囲の変更等がない限り、特段の手續は必要ありませんが、地域の新たな名称について変更があったときは、内閣府地方創生推進事務局に報告をしてください。

なお、地域再生計画の実質的な範囲の変更を行う等の場合は、変更認定の申請を行う必要があります。

<地域再生計画の取扱い>

- ・ 認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅しない場合、地域再生計画の実質的な範囲の変更等がない限り、特段の手續を要しないものとして取り扱います。

<手續>

- ・ 合併に伴い、地域再生計画の範囲等の変更を行わず、地域の名称に変更が生じたのみの場合は、規則第11条の「軽微な変更」に該当しますので、変更認定の申請は不要です。ただし、地方自治法第260条第2項に基づく市町村長による告示があった日以後速やかに、地域の新たな名称について、②に定める方法により、内閣府地方創生推進事務局に報告をしていただくようお願いします。
- ・ 合併に伴い、編入する他の市町村にも地域再生計画の範囲を拡大する等、実質的な地域再生計画の範囲を変更する場合には、法第7条に基づく変更認定申請手續が必要ですので、同条に基づく変更認定の申請を①のとおり行ってください。

1-3 構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画との関係

地域再生計画の取組を進めるに当たっては、地方公共団体が目指す総合的な目標を達成するため、構造改革特別区域計画の特例措置及び中心市街地活性化基本計画の事業等との連携によって、より効果的な実施が可能となります。

このため、地域再生計画の認定申請と同時に構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の提出を行うことができる仕組み（提出手續のワンストップ化）並びに地域再生計画の認定をもって構造改革特別区域計画及び中心市街地活性化基本計画の認定等の効果を同時に発生させる仕組み（認定手續のワンストップ化）を設けています。

1-4 章末書式

章末書式 1-1 軽微な変更に係る報告書 14

(章末書式 1 - 1 軽微な変更に係る報告書)

軽微な変更に係る報告書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

認定地域再生計画に係る地方公共団体の長の氏名

年 月 日付けで認定を受けた下記 1 に掲げる地域再生計画について、下記のとおり地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第11条に規定する軽微な変更を行ったため、次のとおり報告いたします。

記

1 地域再生計画の名称

2 軽微な変更の適用日

年 月 日

(年 月 日適用)

第2章 認定基準等の解説

2-1 地域再生計画の認定基準について

地域再生計画の認定基準については、法第5条第15項各号に規定されており、その具体的な内容は以下のとおりです。

1) 1号基準（地域再生基本方針に適合するものであること。）

法第5条第15項第1号に基づく基準（以下「1号基準」という。）は、「地域再生基本方針に適合するものであること」とされており、その内容は、

- ① 地域再生基本方針のうち「1 地域再生の意義及び目標」に適合しており、
- ② 地域再生基本方針のうち「4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続等」に定められた事項に則っていること

の2つに分けられます。

① 「1 地域再生の意義及び目標」について

地域再生基本方針で定められている「1 地域再生の意義及び目標」に合致することが求められます。

地域再生基本方針では「地域再生の意義」及び「地域再生の目標」が定められていますが、地域再生計画全体がこれらの意義及び目標の内容と整合していることが求められます。

判断のポイントとしては、次の点が挙げられます。

- (1) 地域再生基本方針中の「意義」にあるように、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を活かした計画であること。
- (2) 地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を行う計画であること。

② 「4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続等」について

地域再生基本方針で定められている「4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項 3) 地域再生計画の認定手続等」に定められた事項に則っていることが求められます。特に留意すべき事項は以下のとおりです。

- (1) 法令等を遵守しているものであること。
- (2) 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること。

なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には、地域再生基本方針 1の「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組として行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定してください。

<参考>地域再生基本方針 1 地域再生の意義及び目標

1) 地域再生の意義

少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域再生を図るためには、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である。

国は、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）」を定め、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいるところである。また、都道府県及び市町村は、当該戦略を勘案して、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」と総称する。）を定め、地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである。人口減少克服、地方創生実現のために、地域再生の推進に当たっては、地域がそれぞれの地域の課題を的確に把握し、課題解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

国は、このような観点から、①地域の知恵と工夫のサポート・促進、②地方版総合戦略との連携、③地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等、④民間のノウハウ、資金等の活用促進、といった地域の自主的・自立的な取組のための環境整備を行うとともに、構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市などの関係分野との連携を深めつつ、地域再生計画に基づく地域の総合的な取組を支援する。

また、特に全国の地域に共通する重要な政策課題については、地域の自主的・自立的な取組を尊重する支援の仕組みを維持しつつ、国がこれを特定政策課題として設定し、その解決に資する地域の取組に対して重点的に支援を行うことにより、効果的・効率的に全国的な課題解決を図ることが必要である。

このような地域の自主的・自立的な取組とそれを尊重した国の支援とがあいまって、我が国の活力の源泉である地域の活力の再生を加速し、持続可能な地域再生を実現することが、地域再生の意義である。

2) 地域再生の目標

地域再生の推進により実現すべき目標は、次の2つである。

- ① 個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、これらを有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした具体的な取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること
- ② 地域の創意工夫を凝らした取組の成果として地域再生の成功事例を示すことにより、他の地域における取組を刺激し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ること

2) 2号基準（当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。）

地域再生基本方針 1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断します。

また、特定地域再生事業を記載している場合には、地域再生計画に記載された特定地域再生事業の実施により、特定政策課題の解決に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断します。

3) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。）

地域再生計画の認定を受けた後、地域再生計画に基づく事業が確実に実行に移され、地域再生が図られることを担保するため、事業の主体の特定状況と事業の実施スケジュールについて判断するものです。具体的には、地域再生基本方針で定められているとおり、地域再生を図るために行う事業について、

- (1) 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと。
- (2) 事業の実施スケジュールが明確であること。

をもって判断します。

(1) の「事業の主体が特定されている」とは、主体となる具体の法人、個人等が既に定まっていることを指しますが、「特定される見込みが高い」状況としては、例えば次のようなものが想定されます。

なお、いずれの場合であっても原則として1年以内に主体が特定されることが求められます。

ア 実施しようとする事業が過去繰り返し行われており、今後も同様な状況が継続する見込みであることから、主体が特定される蓋然性が極めて高い状況

イ 地域再生計画認定申請までに、主体となりうる者との調整が進んでおり、まもなく特定されることが確実な状況

ウ 入札やコンペ等、主体を特定するための手続のスケジュールが明確であり、その履行が確実である状況

(2) の「事業の実施スケジュールが明確であること」とは、必ずしも、事業が開始されるまでの期間や事業が実施されている期間の長さについて判断するものではありません。事業の性格や地域再生計画全体の構成により、適切な事業の実施期間は異なるものであることから、地域再生計画を作成する地方公共団体が適切に判断することになります。

予算上の制約がある支援措置については、事業実施のための地元調整が不十分である、事業実施の見込みが無い等の問題が明らかな場合は、スケジュールが不明確なものとして扱うことになります。

2-2 関係行政機関の長による同意について

内閣総理大臣は地方公共団体から申請のあった地域再生計画を認定すべきであると判断した場合は、期限を付して、支援措置の適用について、関係行政機関の長に同意を求めることとしています。

関係行政機関の長は、所管する法令等への適合性及び諸計画との整合性の観点から同意を行うものとしますが、同意の判断に必要な書類等は、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）にて詳述します。

第3章 認定申請手続等について

3-1 認定申請に必要な書類

認定申請に必要な書類は、規則第1条等で定めており、具体的には次のとおりです。

- ・ 地域再生計画認定申請書（変更認定申請の場合は地域再生計画の変更の認定申請書）
- ・ 地域再生計画
- ・ 区域の付近見取図（地域再生計画の区域を具体的に特定するために必要な場合のみ）
- ・ 工程表
- ・ その他必要資料

個々の添付書類の説明については、以下のとおりです。

1) 地域再生計画認定申請書（変更認定申請の場合は地域再生計画の変更の認定申請書）

最新の規則別記様式第1（変更認定申請の場合は規則別記様式第2）を使用してください。

2) 地域再生計画

本マニュアル、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を熟読の上、作成してください。

変更認定申請の場合は、変更前・変更後の地域再生計画両方を御提出ください。

3) 区域の付近見取図（地域再生計画の区域を具体的に特定するために必要な場合のみ）

地域再生計画の区域を具体的に特定するため必要な場合に、その範囲を明らかにするために必要な見取図を添付書類として求めるものです。本マニュアル付録1の「区域の付近見取図」を参考にしてください。

なお、地域再生計画の区域の範囲が市域、県域等の行政区画と一致する等、地域再生計画の記載により具体的に特定することが可能な場合は添付の必要はありません。

a) 区域の付近見取図の添付が不要な場合

- ・ ○○県○○市の全域
 - ・ ○○県○○市の区域の一部（○○町）※
※ 行政区画として特定できる区域に限る。
- b) 区域の付近見取図の添付が必要な場合
- ・ ○○県○○市の区域の一部（○○地区）※
※ 行施区画として特定できない区域に限る。

4) 工程表

3号基準への適合を判断するために求められる添付書類です。本マニュアル付録2の「工程表」を参考にしてください。

ここには、各事業（関連事業を含む。）の工程を示すだけでなく、事業相互の関連を明確にし、地域再生計画全体として何がどのような手順で達成されるのかが明らかとなるようにしてください。

5) 地域再生協議会における協議の概要

法第12条第1項に基づき地域再生協議会を組織し、法第5条第8項に掲げる協議を行った場合は、当該協議の概要を添付書類として提出する必要があります（様式は任意です。）。なお、既に認定された地域再生計画を変更するときも同様です。

6) その他必要資料

地域再生計画に記載する支援措置により必要となる資料が異なりますので、規則第1条、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。

なお、法第5条第9項・第10項に基づき、

- ・ 特定地域再生事業を実施する者の意見を聞いた場合にあっては、当該意見の概要
- ・ 構造改革特別区域法第2条第2項に規定する特定事業が記載された地域再生計画の申請をする場合にあっては、同法第4条第7項に規定する意見の概要

の添付が必要です。

3-2 認定申請書類の作成要領

認定申請に必要な書類は、A4縦の用紙に横書き（工程表はA4横の用紙に横書き）を基本とし、12ポイント程度の見やすいフォント（MS明朝又はMSゴシック）を使用してください。

1) 地域再生計画認定申請書等

① 地域再生計画認定申請書

- ・ 地域再生計画の認定申請に当たっては、最新の規則別記様式第1を使用してください。
- ・ 複数の地方公共団体が共同申請する場合は、連名で一つの申請書としてまとめたものを、代表団体が御提出ください。

② 地域再生計画の変更の認定申請

- ・ 地域再生計画の変更の認定申請に当たっては、最新の規則別記様式第2を使用してください。
- ・ 複数の地方公共団体が共同申請する場合は、連名で一つの申請書としてまとめたものを、代表団体が御提出ください。

2) 地域再生計画（計画の本体）

- ・ 地域再生計画の記載に当たっては、認定申請事務連絡付録のポイント集及び申請様式を使用してください。
- ・ 計画書にはページ番号（計画書の下部）を必ず付してください。
- ・ 地域再生計画の区域や目標等が共通する場合には、複数の支援措置を同一の計画書に記載することも可能です。
- ・ 変更認定申請の場合は、変更前・変更後の地域再生計画両方を御提出ください。

【重要】地域再生計画の記載に当たってのポイントは次のとおりです。

(1) 「1 地域再生計画の名称」について

認定申請する地域再生計画の特徴や独自性を端的に表現する名称としてください。表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。また、認定申請する地域再生計画の作成主体において既に認定された地域再生計画と同一の名称は避けてください。

なお、記号・環境依存文字が使用されている場合は、変更を要請することがありますので、御了承ください。

また、地域再生計画の名称が2行に及ぶ場合については、改行を行わず記載してください。

(2) 「2 地域再生計画の作成主体の名称」について

地域再生計画を作成し、認定申請を行う地方公共団体の名称を記載してください（政令指定都市又は都道府県と同名の市は市名から記載し、それ以外の場合は、都道府県名から必ず記載してください。）。複数の地方公共団体が共同申請する場合には、連名で記載してください（記載順序は全国地方公共団体コード順とする。）。

記載例

- ・ 政令指定都市・都道府県と同名の市の場合：〇〇市
- ・ 上記以外の市の場合：〇〇県〇〇市
- ・ 町村の場合：〇〇県〇〇郡〇〇町（村）
- ・ 東京23区の場合：東京都〇〇区

(3) 「3 地域再生計画の区域」について

認定申請する地域再生計画の区域を記載してください。区域は、実際に事業を行う区域のみでなく、地域再生計画による取組の効果が波及する区域を設定してください。記載方法については、地域再生計画を作成する地方公共団体が必要な範囲で誤解が生じないように定めてください（例：「〇〇市の全域」、「〇〇県〇〇郡〇〇町の区域の一部（△△地区）」等）。

(4) 「4 地域再生計画の目標」について

地域再生基本方針 1の内容（地域再生計画の意義及び目標）と地域再生計画の内容の整合性を勘案し、地域再生計画に記載された取組を通じて達成すべ

き目標を簡潔かつ端的に、次の【目標の設定に当たっての留意事項】を参考に、表を用いて記載してください。

その際、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。また、目標については、明確な見通しのもと、関係者とも事前に十分な調整を行った上で策定するよう努めてください。

加えて、構造改革特別区域計画等の他の計画を併せて認定申請しようとする場合は、それらの計画において実施される取組を含めた総論としての目標が記載されるようにしてください。

【目標の設定に当たっての留意事項】

一般的に、目標の設定に当たっては、SMART (Specific、Measurable、Achievable、Relevant、Time-bound) なアウトカム指標を設定することが望ましいとされています。地域再生計画の目標の記載に当たっても、以下に記載するように、これに留意して設定するよう努めてください。

① 明確かつ具体的であること (Specific)

地域再生計画に記載された取組によって達成されるべき状態について、明確かつ具体的に記載するようにしてください。したがって、「地域経済の活性化」といった不明確な指標は避けるようにしてください。

② 測定可能であること (Measurable)

原則として定量的な指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間中や計画期間終了時等に、地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるようにしてください。

③ 達成可能であること (Achievable)

明確な見通しの下で身の丈に合った目標とするとともに、関係者とも事前に十分な調整を行った上で記載するようにしてください。

④ 整合的であること (Relevant)

地域再生基本方針 1 の内容（地域再生計画の意義及び目標）や地方版総合戦略に掲げる基本目標との整合性を勘案しつつ、設定する目標と地域再生計画による具体的な取組との間で目的・手段関係が成立していることに留意してください。

⑤ 期限が明確であること (Time-bound)

各目標について、いつまでに実現するのかを明確に記載してください。

具体的な目標の設定に当たっては、次の設定事例を参考にしてください。

① 「就業機会の創出」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア A事業による雇用創出数

: 2024年度0人→2027年度141人(累計)

事業の名称	A事業	基準年月
KPI	雇用創出数	
申請時	0人	2025年3月
2025年度	19人	2026年3月
2026年度	46人	2027年3月
2027年度	76人	2028年3月

※目標設定の考え方

事業者・求職者へのセミナーや地域資源を活用した商品開発等を通じて地域の雇用機会の創出を目指すA事業の実施に当たり、同事業による雇用創出数を目標とするもの。毎年度、同事業を活用した事業者・求職者へのアンケート調査等により効果測定を実施するとともに、地域の関係者から構成される協議会において評価を行う。

イ B事業によるサテライトオフィス利用の進出企業数

: 2024年度0社→2027年度4社(累計)

事業の名称	B事業	基準年月
KPI	サテライトオフィス利用の進出企業数	
申請時	0社	2025年3月
2025年度	0社	2026年3月
2026年度	1社	2027年3月
2027年度	3社	2028年3月

※目標設定の考え方

空き物件、遊休施設等をサテライトオフィスとして整備する事業を実施するに当たり、同事業による進出企業数を目標とするもの。毎年度、サテライトオフィス利用申請企業の登記状況を調査するとともに、外部有識者による評価を行う。

② 「経済基盤の強化」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア C事業によるD町農業所得の増加

: 2024年度0千円→2029年度5,500千円

事業の名称	C事業	基準年月
K P I	D町農業所得 (果実類・芋類・野菜類)	
申請時	0千円	2025年3月
2025年度	4,500千円	2026年3月
2026年度	4,750千円	2027年3月
2027年度	5,000千円	2028年3月
2028年度	5,250千円	2029年3月
2029年度	5,500千円	2030年3月

※目標設定の考え方

公共下水道と浄化槽の整備により水質改善を図り、きれいな水による新鮮で安全な野菜の生産を目指す取組の実施に当たり、対象地域の農産物に係る農業所得の増加を目標とするもの。国の統計調査（生産農業所得統計調査）に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による協議会において評価を行う。

イ E事業による支援対象企業の製造品出荷額の増加

: 2024年度0千円→2027年度21,000千円

事業の名称	E事業	基準年月
K P I	支援対象企業の製造品出荷額	
申請時	0千円	2025年3月
2025年度	7,000千円	2026年3月
2026年度	14,000千円	2027年3月
2027年度	21,000千円	2028年3月

※目標設定の考え方

新商品開発、販路拡大等の支援により地域の稼ぐ力の向上を目指す取組の実施に当たり、支援対象企業の製造品出荷額の増加を目標とするもの。毎年度、国の統計調査（経済構造実態調査）に合わせて調査・集計を行うとともに、地方公共団体、関係機関等による審議会において評価を行う。

ウ F事業によるG地域における観光入込客数

: 2024年度11万人→2029年度20万人

事業の名称	F事業	基準年月
K P I	G地域の観光入込客数	
申請時	11万人	2025年3月
2025年度	16万人	2026年3月
2026年度	17万人	2027年3月
2027年度	18万人	2028年3月
2028年度	19万人	2029年3月
2029年度	20万人	2030年3月

※目標設定の考え方

史跡周辺の景観整備・施設整備、ガイド育成、イベント開催等を通じて地域の観光振興を目指す事業を実施するに当たり、観光入込客数を目標とするもの。毎年度、特定主要施設及びイベントの入込客数を調査・集計するとともに、産官学金労言による委員会において評価を行う。

③ 「生活環境の整備」に資する事業を実施する際の目標設定事例

ア H事業によるI川（J地点）のBOD75%値の改善

: 2024年度0.9mg/ℓ→2029年度0.5mg/ℓ

事業の名称	H事業	基準年月
K P I	I川（J地点）のBOD75%値	
申請時	0.9mg/ℓ	2025年3月
2025年度	0.9mg/ℓ	2026年3月
2026年度	0.8mg/ℓ	2027年3月
2027年度	0.7mg/ℓ	2028年3月
2028年度	0.6mg/ℓ	2029年3月
2029年度	0.5mg/ℓ	2030年3月

※目標設定の考え方

生活雑排水が川に流入することを防止するために汚水処理施設を整備する事業を実施するに当たり、特定地点でのBOD(生物化学的酸素要求量)75%値の改善を目標とするもの。中間年度及び計画期間終了後に、都道府県が実施する水質調査に基づき効果測

定を行うとともに、関係機関・地域住民による地域再生協議会において評価を実施する。

イ K事業によるL地域の地域コミュニティ組織数

: 2024年度0団体→2027年度30団体

事業の名称	K事業	基準年月
K P I	L地域の地域コミュニティ組織数	
申請時	0団体	2025年3月
2025年度	10団体	2026年3月
2026年度	20団体	2027年3月
2027年度	30団体	2028年3月

※目標設定の考え方

地域コミュニティによる地域の自主活動、助け合い等を強化するためのコミュニティマネジャー養成事業を実施するに当たり、新規地域コミュニティ組織数を目標とするもの。毎年度、各地区に配置されたコミュニティ支援員に聞き取り調査を実施するとともに、産官学金労言による検証会議において評価を行う。

(5) 「5 地域再生を図るために行う事業」について

- ① 「5-1 全体の概要」では、地域再生計画に記載した取組の全容（5-2以降に記載する事業の概要）が読み取れるように概要を記載してください（同一の地域再生計画内に各事業についての記載がある場合は、当該記載の転記又は引用でも差し支えありません。）。複数の事業が相まって効果を発揮することを想定している場合、総論としてそれぞれの事業の関連性について記載してください。

※ 地域再生計画全体の概要ではございませんので御注意ください。

- ② 「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」では、
- ・ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方創生・生活環境創生交付金（第2世代交付金））及びまち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（旧制度活用）
 - ・ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））に関連する寄附を行った法人に対する特例
 - ・ 地域再生支援利子補給金
 - ・ 特定地域再生支援利子補給金

- ・ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
- ・ 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例
- ・ 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例
- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例
- ・ 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置
- ・ 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置
- ・ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例
- ・ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
- ・ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例
- ・ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
- ・ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例
- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例
- ・ 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例
- ・ 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例
- ・ 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例
- ・ 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

といった個々の取組ごとに、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に基づき記載してください。

なお、該当する事業がない場合は、「該当なし」と記載してください。

- ③ 「５－３ その他の事業」のうち「５－３－１ 地域再生基本方針に基づく支援措置」では、連動施策のうち地域再生計画認定申請マニュアル（各論）でB、C又はEから始まる支援措置番号が付されているものについて、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照し、必要となる事項を記載してください。

なお、該当する事業がない場合は、「該当なし」と記載してください。

- ④ 「５－３ その他の事業」のうち「５－３－２ 支援措置によらない独自の取組」では、５－３・５－３－１のいずれにも属さない地域独自の取組等について記載してください。

なお、地域再生計画の認定申請をするに当たっては、原則として地域独自の取組等と相まって効果を発揮するよう申請主体の創意工夫が読み取れるように記載してください。また、支援措置を含まない事業や支援措置を活用することを明示しない事業については、記載されている当該事業の実施自体に

認定の効果はありません。

(6) 「6 計画期間」について

地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください（例：地域再生計画の認定の日から2030年3月31日まで）。計画期間の設定に当たっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間として概ね5年程度を設定してください。

(7) 「7 目標の達成状況に係る評価に関する事項」について

次の【7の記載に当たっての留意事項】を参考に、地域再生計画の計画期間中及び計画期間満了時の段階において、地域再生計画で掲げた目標等の効果測定を図るために必要となる指標の入手方法や、入手した指標をどのように活用して評価を行うのか記載し、どこで、どのように評価の結果を公表するのかを具体的に記載してください。

なお、「4 地域再生計画の目標」で前述したように、取組及び目標の効果測定に当たっては重要業績評価指標（KPI）の手法を用いる等の工夫を行い、現実的かつ平易な方法で効果測定できるよう記載してください。

【7の記載に当たっての留意事項】

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

- ※ 4で掲げる指標の算出（入手）方法や指標を踏まえて誰が、いつ、どのように評価を行うのかについて可能な限り詳しく記載してください。
- ※ 目標数値については計画期間中、毎年把握に努めて頂くため、認定主体が実際に効果測定をする際に過度な負担が生じないよう、指標の設定、指標の算出（入手）方法、評価の行い方については申請の段階からよく検討することが望ましいと思われます。また、計画期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、継続的に計測及び評価を行うことができるような指標についてよく検討するようにしてください。
- ※ 目標の達成状況については、設定した全ての指標について測定するとともに評価を実施してください。
- ※ 事業開始前の基準値及び目標に対する実績値については、同一の測定方法で実施してください。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

- ※ 4で掲げる指標の評価手法等について理解できるような説明を工夫して適宜記載してください。

※ 評価は毎年度実施することに努めてください（少なくとも中間年度及び最終年度は実施してください。）。

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

※ 7-1及び7-2で掲げた評価結果等について、誰が、いつ、どのように公表するのかについて可能な限り詳しく記載してください。

3-3 認定を受けた地域再生計画の公表について

地域再生基本方針 5 5)において、透明性の確保の観点から、「認定を受けた地域再生計画については、内閣府においてインターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、地方公共団体のホームページ等においてもその内容を閲覧できるようにすることが望ましい」としており、地域再生計画認定後は、当該地域再生計画を適切な方法により公表するよう努めてください。

第4章 地域再生協議会について

4-1 地域再生協議会の設置について

地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を任意に組織することができることとされています（法第12条第1項）。

地域再生に資する事業を行おうとする者等（支援措置を活用して事業を行おうとする者等）は、地方公共団体に対して、地域再生協議会の組織を要請することができます（法第12条第5項）。

この地域再生協議会を組織することの要請に対し、地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応ずる必要があります（法第12条第6項）。

また、地方公共団体は、地域再生協議会を組織したときは、以下の事項について遅滞なく、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第12条第7項）。

- (1) 地域再生協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 地域再生計画の目標の案その他地域再生計画の作成の方針又は認定地域再生計画の概要

4-2 地域再生協議会を組織することの要請に当たっての手續について

地域再生協議会を組織することの要請に当たっては、要請を行おうとする者は、地域再生計画を作成することとなる地方公共団体に対し、以下の内容を記載した書面を提出することにより、行うものとします。

- (1) 地域再生計画の内容との関連性を含めた、協議会の組織を要請することの必要性
- (2) 協議会に加えるべき者の案
- (3) 協議会における協議項目の概要

4-3 地域再生協議会の役割・効果

地域再生協議会では、地域再生計画に基づき実施する事業内容、計画の期間、計画の区域をはじめとして、その地域の地域再生に向けた取組全般について協議会の構成員の間で意思疎通・意見調整を行います。

地域再生協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重することとされています。

また、地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会が組織されているときには、地域再生協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）。

4-4 地域再生協議会の構成員について

① 構成員

- (1) 地域再生計画の作成主体である地方公共団体
- (2) 地域再生推進法人
- (3) 地方公共団体と連携して地域再生計画に記載された事業を実施し、又は実施すると見込まれる者（株式会社、地域の大学、特定非営利活動法人、金融機関等）

② 事業内容に応じて参加する構成員

- (1) 作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に密接な関係を有する者（地縁による団体、商工会又は商工会議所、地域の金融機関、地域で活動する特定非営利活動法人、都道府県公安委員会、地元商店街又は地域住民、医師会等の地域の医療・介護関係者等）
- (2) その他当該地方公共団体が必要と認める者（地域再生に知見を有する有識者等）

※ 地方公共団体は、地域再生協議会の構成員を選定するに当たっては、地域の関係者の意見を広く集約し、地域全体で地域再生の取組を推進するため、地域の多様な意見が適切に反映されるように配慮してください。

③ 構成員となるための申出

地域再生に資する事業を行おうとする者等（地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策による支援措置を受けて事業を行おうとする者等）は、地方公共団体が組織した地域再生協議会に自己を構成員として加えるよう申し出ることができます（法第12条第8項）。

この場合、申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応ずることとなります（法第12条第9項）。

④ 地域再生土地利用計画の作成に係る構成員

地域再生土地利用計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会（認定を受けた市町村に農業委員会が置かれていない場合を除く。）
- (3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（整備誘導施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）
- (4) 地域再生拠点区域の全部又は一部が農用地区域内にある場合にあっては、当該地域再生拠点区域を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。（5）において同じ。）
- (5) 地域再生拠点区域の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合（（4）の場合を除く。）にあっては、当該土地改良区
- (6) 地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、同条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下この（6）において同じ。）の区域の全部又は一部が集落生活圏の区域内にある場合にあっては、当該地縁による団体の代表者又はこれに準ずる者
- (7) 地域再生土地利用計画に公共の用に供する施設に関する事項が記載される場合にあっては、当該公共の用に供する施設を管理することとなる者

⑤ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成に係る構成員

生涯活躍のまち形成事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 法第17条の34の旅業法の特例を利用する場合、厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成28年厚生労働省令第94号。以下「厚労省令」という。）第1条第1項各号に規定される者
- (3) 法第17条の33第2項及び第4項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第1条第2項に規定される者（任意）

⑥ 地域住宅団地再生事業計画の作成に係る構成員

地域住宅団地再生事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則（令和元年厚生労働省・国土交通省令第5号）に規定される者

⑦ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成に係る構成員

既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会（認定を受けた市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。）
- (3) 農林水産省関係地域再生法施行規則（平成26年農林水産省令第70号）第3条に規定される者（農地中間管理機構）
- (4) 宅地建物取引業者又は宅地建物取引業者から構成される団体（任意）

⑧ 地域農林水産業振興施設整備計画の作成に係る構成員

地域農林水産業振興施設整備計画を作成するに当たっては、地域再生協議会における協議を経る必要がありますが、この場合、当該協議会の構成員として、以下の者を加える必要があります。

- (1) 都道府県知事
- (2) 農業委員会（認定を受けた市町村内に農業委員会が置かれていない場合を除く。）
- (3) 都道府県農業委員会ネットワーク機構（地域農林水産業振興施設用地のうち、農地転用を行う面積が30aを超える場合に限る。）
- (4) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が農用地区域内の土地である場合にあっては、当該土地を含む農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。（5）において同じ。）
- (5) 地域農林水産業振興施設を整備する土地が土地改良区の地区内の土地である場合（（4）の場合を除く。）にあっては、土地改良区

4－5 その他

地域再生協議会の運営の方法、運営に係る費用の負担等については、協議会が定めることとされています。

第5章 地域再生推進法人について

5-1 地域再生推進法人の指定について

特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次項の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、地域再生推進法人として指定することができます（法第19条第1項）。

また、地方公共団体は、地域再生推進法人を指定したときは、以下の事項について、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表することとされています（法第19条第2項）。

- (1) 地域再生推進法人の名称
- (2) 地域再生推進法人の住所、事務所の所在地

なお、地域再生推進法人が上記(1)、(2)を変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出る必要があり、地方公共団体の長はその届出があったときは、同じく公表することとされています（法第19条第3項及び第4項）。

5-2 地域再生推進法人の業務について

地域再生推進法人は以下の業務を行います。

- (1) 地域再生の事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行う
- (2) 地域再生計画に記載された事業を行い、又は当該事業に参加する
- (3) 地域再生計画に記載された事業に有効に活用できる土地の取得、管理及び譲渡を行う
- (4) 地域再生推進に関する調査研究を行う
- (5) その他、地域再生の推進のために必要な業務を行う

5-3 地域再生推進法人の範囲について

法第19条第1項に定める「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人」の例は下記のとおりです。（ ）書きは根拠法令。

- ・ 一般社団法人、一般財団法人（一般社団・財団法人法）
- ・ 公益社団法人、公益財団法人（公益法人認定法）
- ・ 特例民法法人（民法）
- ・ 学校法人・準学校法人（私立学校法）
- ・ 国立大学法人（国立大学法人法）
- ・ 公立大学法人（地方独立行政法人法）
- ・ 社会福祉法人（社会福祉法）
- ・ 医療法人（医療法）
- ・ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法）
- ・ 農業協同組合、農事組合法人（農業協同組合法）
- ・ 商工会（商工会法）
- ・ 商工会議所（商工会議所法）
- ・ 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会（森林組合法）

第6章 地域再生の推進に係る提案制度について

6-1 趣旨について

現場の声をより重視した地域再生の推進を図るため、法第4条の2の規定に基づき、地方公共団体や民間事業者等から地域再生の推進に資する税制・財政・金融上の支援措置その他の地域再生推進のために政府が講ずべき新たな措置等、既存の施策体系の改善につながる提案を募集するものです。

6-2 提案の効果について

新たな措置に関する提案が、我が国の施策体系の改善といった制度改革に繋がりを、地域の自主性・主体性のある地域再生を一層推進させることが重要です。

特に、国が新たな支援措置を講ずる場合は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担えるようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする必要があります。

6-3 新たな措置の提案に関する手続について

地域再生の推進に資する施策の提案は、以下の手続により行います。

① 提案主体

地方公共団体、民間事業者、個人等どなたでも提案可能です。

② 提案募集の回数

毎年度1回行います。

③ 募集時期・提案募集の様式

内閣府地方創生推進事務局のホームページを御確認ください。

URL https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/boshu_list.html

④ 提案に当たっての相談体制

内閣府地方創生推進事務局では、提案に向けた相談に応じるものとし、相談に当たって、必要な情報提供を関係府省庁から受けることになっています。

⑤ 提案募集後の流れ

受け付けた提案については、内閣府地方創生推進事務局が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、必要な措置を講じることになります。

この場合、関係府省庁の範囲は、各府省の意見を聴いた上で内閣府地方創生推進事務局において決定します。